

期日	班	資料番号
10/19	2	3

令和元年度 香取市市民事業仕分け

事業名	特別支援教育支援事業
担当部課	教育部学校教育課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名	特別支援教育支援事業		事業開始年度	平成19年					
上位施策事業名	学校教育		担当局・部名	教育委員会					
根拠法令等	特別支援教育体制推進事業実施要綱		担当課・係名	学校教育課・指導班					
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	大槻 美智子					
実施の背景	<p>平成18年6月、「学校教育法の一部を改正する法律」が成立し、特別支援教育が法的に位置づけられた。平成19年4月には、改正された学校教育法が施行され、同年4月1日付け文部科学省が「特別支援教育の推進について」を通知し、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な発達の遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されることとなった。これにより特別支援教育が法的に位置づけられ、香取市では文部科学省指定事業（H19年度～H21年度）として、近隣の地域に先駆けて本事業が始まった。</p> <p>また、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、国・地方公共団体は「合理的配慮」の適切な提供が義務となった。新学習指導要領では、総則に「児童の発達の支援」が示され「障害のある児童などへの指導」として、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成することが明記された。このように、特別支援教育の体制整備をすることは時代の要請となっている。</p>								
目的 (何のために)	<p>障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことを目的としている。また、支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校で実施し、共生社会形成の基礎となるものである。</p>								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	特別な支援を必要とする幼児児童生徒			対象者数（全住民に対する割合）				
					4,955 人 (13.4 %)				
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
	事業内容 (手段、手法など)	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する教育相談（就学相談を含む）を、市で委嘱している専門家チームや市の巡回相談員、担当指導主事が随時行っている。 ・特別支援連携協議会を年2回、専門家チーム会議を年4回実施し、特別支援教育の推進を図っている。 ・特別支援コーディネーター、支援員、管理職や通常学級の担任等からの適切な支援ができるような研修を年間5回実施し、教職員への専門性の向上を図っている。 ・特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに対応した指導や支援を推進するため、特別教育支援員を配置している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備にかかわる備品や消耗品の購入を行っている。 ・特別支援学級在籍児童生徒の交流 及び共同学習の支援を行っている。 							
	関連事業 (同一目的事業等)								
コスト	2019年度（予算）		2018年度（決算見込）		2017年度（決算）		2016年度（決算）		
	事業費合計	3,197千円		2,923千円		2,593千円		2,123千円	
	事業費内訳 (2018年度分)	特支教育専門家謝金（会議年間6回委員報償費、研修5回分講師謝礼、市巡回相談33回分のべ56名の専門家への謝礼）¥168,000、発達検査関係（就学時検査490名分含む）¥136,284、支援員遠足負担金（46人分）¥171,295、校長会・研究部・言語通級等負担金（31校分）¥163,000、備品購入費¥653,629、階段昇降機関係¥75,600、消耗品¥1,555,080							
	担当正職員	0.6人	4,320千円	0.6人	4,320千円	0.6人	4,260千円	0.5人	3,550千円
	臨時職員等	41.0人	56,126千円	46.0人	58,781千円	43.0人	54,774千円	41.0人	49,167千円
	人件費合計	41.6人	60,446千円	46.6人	63,101千円	43.6人	59,034千円	41.5人	52,717千円
総事業費	63,643千円		66,024千円		61,627千円		54,840千円		
財源内訳	国県支出金								
		千円		千円		千円		千円	
	地方債								
		千円		千円		千円		千円	
	その他特財								
	千円		千円		千円		千円		
一般財源	63,643千円		66,024千円		61,627千円		54,840千円		
財源合計	63,643千円		66,024千円		61,627千円		54,840千円		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		特別支援教育支援事業			事業開始年度		平成19年	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度		
		市巡回相談・指導主事等実態調査訪問・教育相談を実施する	回	216/180	209/180	188/180		
		支援の必要な幼児児童生徒へ、特別支援教育支援員を配置する	人	46/46	43/43	41/41		
		教職員の専門性の向上を図る。（研修受講率）	%	99/98	98/98	98/98		
	単位当たりコスト	/						
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	特別支援教育の目標は、「子どもの将来の自立と社会参加を目指す」ものである。幼児児童生徒への成果については、単年度で評価することは難しい。支援を受けている児童生徒の割合は、以下の通りである。						
事業成果	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2018年度	2017年度	2016年度		
		特別な教育的ニーズがあり、支援を受けている児童生徒の割合	%	13.4	14.2	14.6		
				/	/	/		
				/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒及びその保護者に対して、適切な支援を行っており、人的・物的支援と、関わる教職員の専門性を高める支援は、幼児児童生徒が将来自立した生活ができるような教育を行うために有効に機能している。</p> <p>今後も国の動向を踏まえながら特別支援教育の充実を図る必要がある。障害者差別解消法で合理的配慮の提供がうたわれていることから、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒へより一層きめ細やかな支援を行っていくとともに、効率的な支援方法の検討を進めていくことが大切となる。</p>							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>【小中学校の支援員の配置について】（2019年度）</p> <p>香取市（支援員数40名、配置割合／118名の児童生徒に1名の支援員を配置）</p> <p>旭市（支援員数26名、配置割合／184名の児童生徒に1名の支援員を配置）</p> <p>成田市（支援員数63名、配置割合／176名の児童生徒に1名の支援員を配置）</p>							
特記事項								

1 趣旨

LD・ADHD・高機能自閉症等を含めて障害のある幼児児童生徒に対する香取市における教育支援体制の整備を図ることを目的としている。

2 特別支援連携協議会と専門家チームの設置

(1) 特別支援連携協議会

ア 委員

学識経験者、医療機関、教育委員会、福祉関係、学校関係、関係機関から構成され、任期は1年とする。

イ 開催

会の開催は2回とする。

ウ 活動内容

- (ア) 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への校内支援体制のあり方を検討する。
- (イ) 特別な教育的支援を必要とする幼児・保護者の理解と関係諸機関との連携を検討する。
- (ウ) 特別支援学校と中学校特別支援学級との連携等を検討する。
- (エ) 中・高・就労までの連携のあり方を検討する。

(2) 専門家チーム

ア 委員

学識経験者、医療機関、教育委員会、学校関係、関係機関から構成され、任期は1年とする。

イ 開催

会の開催は4回とする。

ウ 活動内容

- ・ 該当児童・生徒の個別の指導計画・教育的支援計画の検討を行う。
- ・ 地域の学校の児童生徒の事例について協議し、望ましい教育的対応や指導について意見の提示や助言を行う。

3 巡回相談の実施

(1) 相談員

学校関係、関係機関、有識者、教育委員会

(2) 実施期間

各園・学校からの巡回相談要請に応じて、4月から3月までの期間とする。

(3) 活動内容

巡回相談要請に応じて訪問し、学校や担任の指導・助言にあたる。

4 研修会の開催・支援環境の充実

(1) 特別支援教育コーディネーター等研修会

(2) 管理職・通常学級担任研修会

(3) 特別支援教育支援員研修会

(4) 特別支援教育支援員の配置

(5) 支援環境の充実のための補助

香取市特別支援教育支援事業

市の取り組みについて

香取市教育委員会
(R1.10.19)

1

- 1 組織や事業の概要
- 2 市内幼児児童生徒の実態把握と必要な支援
- 3 具体的な取り組み

2

1 組織や事業の概要

支援を必要としている幼児児童生徒への
支援の充実を図るための仕組み

※別紙1参照

特別支援連携協議会の設置

専門家子一ム会議の設置

巡回相談の実施

研修会の開催・支援環境の充実

3

2 市内幼児児童生徒の実態と必要な支援

支援を必要としている児童生徒

勉強のこと

- * 読むことが苦手。
- * 書くことが苦手。
- * 聞いたことを忘れやすい。
- * 計算が苦手。
- * 努力しているのに、なかなか成果が出ない。

4

行動のこと

- * 落ち着きがない。
- * 大きな音にとても敏感。
- * こだわりの強い。
- * いつもと違うと落ち着かない。
- * かつとしやすい。
- * 整理整頓がとても苦手。
- * 忘れ物が多い。

6

コミュニケーション

- * 友達とうまくかかわれない。
- * みんなと一緒に行動することが苦手。
- * 人の感情を推し量るのが苦手。
- * ことばの発達が遅い。
- * ルールが守れないことが多い。

6

2-1 市内幼児児童生徒の実態の把握

支援を必要としている児童生徒への気づきへの支援

- ・ 市内の学校・園を訪問（2時間～半日程度）
- ⇒ 授業や保育の様子を参観
- ⇒ 支援を必要としている児童生徒への気づきと、支援の方向性について話し合う。

※特別支援学校コーディネーター・保健師と連携して

7

2-2 必要な支援

学びの場における支援を充実させるための支援

- ① 学校（園）における指導や支援を充実する。
- ② 地域の療育機関・医療機関・行政や県立学校と協力して、学校（園）をサポートできるようにする。
- ③ 保護者の特別支援教育への理解を深める。
- ④ 特別支援教育支援員を配置して支援体制を充実する。

8

3 具体的な取り組み
(1) 各学校等への支援

①学校(園)における指導や支援を充実する。

* 研修会の実施

- ①特別支援教育コーディネーター等研修会
- ②通常学級担任研修会
管理職・通常学級担任等研修会
- ③特別支援教育支援員研修会

9

②地域の療育機関・医療機関・行政や県立学校と協力して、学校(園)をサポートできるようにする。

○「特別支援連携協議会」(5月、2月)

- * 学校(園)で学ぶ子どもたちに、それぞれの立場で、どのような支援ができるかを話し合う。
 - * 事業の方向性についての助言を受ける。
- 「専門家チーム会議」(5、7、10、1月)
- * 支援が必要な子どもへの、配慮のあり方や支援の方向性についての助言を受ける。

10

○巡回相談の実施(指導内容や方法に関する助言・研修)

* 市の巡回相談 半日派遣、複数で

支援が必要だと思われる子ども、授業や生活の様子を見て、担任や管理職などに助言・指導を行う。

11

③保護者の特別支援教育への理解を深める。

○ 情報提供をす。

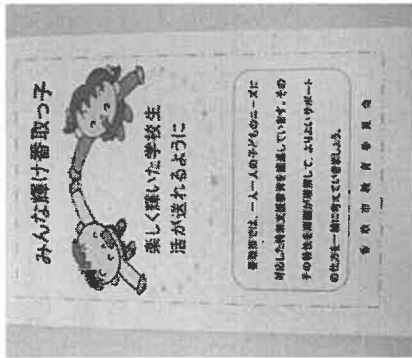
- ・保護者向けリーフレット、ライフサポートファイル
「つながり」活用のためのリーフレット等

○ 教育相談を行う。

- ・「相談会」の実施
- ・就学相談の実施(年長児の保護者)

12

○リーフレット等の配付



④特別支援教育支援員の配置

支援員の配置42名

(幼稚園2名、小学校37名、中学校3名)

支援の内容 <香取市教育委員会特別支援教育支援員設置要綱による>

- (1) 学校生活上の介助
- (2) 学習態勢への支援
- (3) 学習活動、教室間移動等における介助
- (4) 危険な行動の防止等の安全配慮
- (5) 学校行事における介助
- (6) 周囲の児童生徒の障害に対する理解促進

(2) 各学校における取組への支援

「個別の計画」を作成して、
よりよい支援を
かかわる人が同じ思いや方針で
指導・支援できるようにする。

巡回相談での話し合い

専門家チーム会議での
話し合い

市担当者訪問での
話し合い

「個別の指導計画」

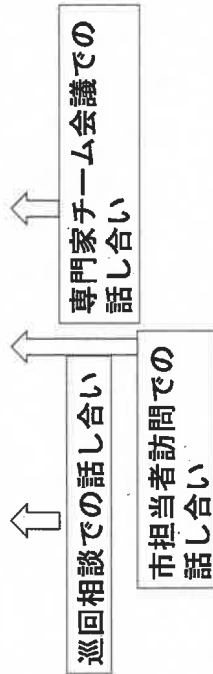
- 一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導
- 指導目標や内容・方法等を具体的に表した計画
- 計画的・組織的に行うよう規定

「個別の教育支援計画」

- 情報を、共有・役割分担して
適切な支援をするための道具（ツール）
- 合理的配慮を明記

学校全体の取組

誰もが学びやすい 環境・子どもへの接し方・指導のしかた（ユニバーサルデザイン）による教育



17

香取市としての今年度の重点

- 特別な配慮を必要としている幼児児童生徒への「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用
- 1人1人の支援の充実の例を積み重ねる

18